労働保険の手続き、

わたしたちが、
お手伝いします

お任せください！

私たちがお手伝いできること

- ☑ 雇用保険の取得・喪失手続き
- ☑ 離職票の作成手続き
- ☑ 労働保険新規適用手続き
- ☑ 年度更新事務
- ☑ 労働保険料の申告・納付
- ☑ 労災保険特別加入手続き
- ☑ その他労働保険に関する事務

こんなメリットがあります

面倒な手続きをサポート

年3回に分けて分納可能

事業主も労災保険に加入可能

粕屋町商工会労働保険事務組合

労働保険事務組合とは？

従業員の入退社手続きや年度更新など、労働保険の事務には多くの手続きが必要です。

商工会では、こうした事務手続きをサポートし、事業主や担当者の負担軽減につなげます。

特別加入制度とは？

労災保険は本来、労働者を対象とした制度です。

そのため、事業主や家族従事者などは通常加入できません。

商工会へ事務委託することで、労災保険に特別加入できます。

万が一のケガや事故に備えることができます。

労働保険料の分納とは？

労働保険料は通常、1年分をまとめて納付します。

商工会へ事務委託することで、労働保険料を年3回に分けて納付できます。

一度の納付負担を軽減でき、資金計画も立てやすくなります。

ご利用料金

少ないご負担でご利用いただけます。

（税込み）

	雇用保険	労災保険
5人未満の事業者	月額1,100円	月額1,100円
10人未満の事業者	月額1,650円	月額1,650円
10人以上の事業者	月額2,200円	月額2,200円

なんと！
月額1,100円から！

※初回のみ加入金11,000円（税込み）

こちらまで
お問い合わせは

粕屋町商工会労働保険事務組合

092-938-2456

kasuya@shokokai.ne.jp

〒811-2314　粕屋町若宮2-3-1

受付時間：平日8:30～17:00

ホームページも
ご覧ください！